

公衆衛生医師の主な業務内容

公衆衛生医師の業務は、感染症、生活習慣病やがんの予防、母子保健、精神保健、難病、食品や環境などの生活衛生、医療・薬事といった事業や、健康危機管理など、多岐にわたっており、地域の人々の保健を支えています。

業務においては、公衆衛生医師として、医学的知見や臨床または行政の経験をもとに、保健所等の保健師や薬剤師等に対し、必要な助言や指導を行うとともに、保健所長等の業務の補佐も行います。

1 【保健所】での業務（例示）

（1）医務薬務業務

- ・市内病院・診療所への立入検査、院内感染対策・医療安全体制等の病院・診療所における適正管理状況の把握、評価、指導
- ・船橋市医療安全支援センターに寄せられた相談・苦情事例への助言、指導
- ・地域医療連携・地域医療構想に関する企画、調整
- ・市内衛生検査所（病院や診療所が依頼する、患者からの採血・尿等の検体の検査機関）への立入、検査時の現場評価、指導、精度管理委員会への報告、参加

（2）結核対策

- ・結核患者自身への調査や患者服薬支援（DOTS）、患者調査に基づく接触者健診等の実施にかかる助言、指導。感染症診査協議会への参加、報告

（3）感染症対策

- ・市内医療機関から依頼された行政検査対応、及び陽性者本人への調査に基づく他者への伝染可能期間における接触者の割り出し・行動調査
- ・感染・発病予防の注意喚起のため、医学的見地からのプレス発表用基本事項の情報把握、整理、助言
- ・集団感染が生じた施設への指導

（4）性感染症対策

- ・H I V検査における相談者に対する医学的見地からの支援、指導
H I V陽性者への対応（検査陽性の告知、専門医療機関受診必要性の説明等）

【船橋市】公衆衛生医師の主な業務内容

（５）衛生試験所業務

- ・衛生試験所の管理、運營業務
- ・調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供

（６）難病対策事業

- ・慢性疾患を抱える子どもや難病患者及びその家族に対する支援、指導
- ・医療連携のあり方等についての検討、助言、調整

（７）精神保健福祉事業

- ・精神保健福祉事業への助言、支援、指導
- ・地域課題の共有化と、地域包括ケアシステム構築の推進

（８）災害医療対策

- ・災害時における医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制整備への助言、調整
- ・発災時の災害医療対策本部の運営

（９）食品衛生事業

- ・食品関係営業施設への立入調査、監視指導、食品の収去検査への助言、指導
- ・食中毒発生時の調査及び検査の実施、食中毒予防啓発事業の実施、指導

2 【健康福祉局健康部】での業務（例示）

（１）検診業務

- ・各種がん検診、肝炎ウイルス検診等の分析に関する助言

（２）母子保健業務

- ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援に関する助言、支援、指導

（３）成人保健事業および介護予防事業

- ・生活習慣病の予防、健康づくりの推進および、介護予防事業に関する助言、支援、指導

（４）歯科保健事業

- ・歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発、歯科疾患の早期発見や歯・口腔の機能の保持・増進に関する助言、支援、指導

【船橋市】公衆衛生医師の主な業務内容

(5) 特定健康診査・特定保健指導

- ・生活習慣病の予防に重点を置いた「特定健康診査」の実施に関する助言、支援、指導

(6) 予防接種事業

- ・予防接種法に基づく各定期予防接種の実施に関する助言、指導

上記にあげた業務の他にも、保健福祉行政にかかる課題解決のため、保健所および健康部にて様々な業務を行います。

公衆衛生医師の業務に興味がありましたら、ご遠慮なく船橋市保健所保健総務課までお問い合わせください。